

## 「2013 年以降の対策・施策に関する報告書」（素案）

### 【平成 24 年 5 月 16 日時点】 に対し委員から頂いたご意見

#### ○全般的意見

修正案	修正理由
<p>各 WG の報告は部会・小委の報告書とは別に束ね、部会・小委の報告書は、部会・小委での議論の結果をとりまとめていただきたい。</p>	<p>各 WG で検討された内容は部会・小委で報告されたが、部会・小委で議論が尽くされたとは言い難く、各 WG の報告内容を部会・小委として承認したとの扱いにはなっていない。</p> <p>部会・小委の報告書には、部会・小委で議論して、合意を得た内容が記載されることが必要であり、各 WG の報告は部会・小委の報告書から切り離して取り扱うべきである。</p>
<p>○中環審において、電源構成はエネ調が検討したエネルギーミックスを前提条件とし、様々な技術・施策の積み上げによって、将来の CO2 排出量を推計し、削減量が不足であれば、不足する部分をどのように補うのかを検討し、その結果に基づき経済影響を参考的に実施し、コスト、実現可能性を加味しながら国民に提示する選択肢を検討、エネ環会議に報告することがあるべき姿である。</p> <p>○5/16 に事務局から、経済モデルに入力する 15 ケースが選択肢案であるとの説明があったが、これまでの議論を踏まえるとこのマトリックスのどれかが「国民に提示する選択肢」ではないことは複数の委員の意見として提出されているところ。</p>	

<p>また、高位・中位・低位対策の中身についても議論が尽くされているとはいえず、時間的な余裕はないことも理解せざるを得ないが、将来の国民生活に大きな影響を与える施策を十分な議論のないまま、拙速に提示することは問題である。したがって、鈴木部会長から事務局に対し指示があったとおり、今回の報告書が中間報告的位置づけのものであることを明確にし、議論が十分でないところや、委員間で意見が分かれたところについては、報告書の中に明記すべきである。(1. に(5)で概括を追加し、個別詳細には5, 6章に記載するなど)</p> <p>なお、記載のポイントとしては「議論の前提条件」、「どこまで議論されたか」、「概ね委員間で意見の一致を得たところ」「委員間で意見が分かれた部分と具体的意見の内容」が必要である。</p> <p>○エネルギー基本計画が少なくとも3年毎に見直しすることとなっていることを踏まえ、それと表裏一体の関係にある温暖化目標および対策についても、少なくとも3年毎に見直しが必要であることを本文のどこかに明記すべき。</p>	
<p>2013年以降の対策・施策に関する報告書をどこに出され、どこで検討協議されるかによって、その記述内容が変わってくると思います。</p>	
<p>○検討し判断すべき事項</p> <p>この報告書をもとに、政府エネルギー環境会議で検討されると思いますが、そのどの段階で、国民に意見を問うかということですが、ここで、国民に判断を促せる情報を分かりやすく整理する必要があります。</p>	

す。このことを念頭に置いて、報告書を作成すべきです。

国民が、大きな関心を持つのは、排出量削減の度合いごとに、そして原発の再稼働率によって、国民の負担がどの程度になるかということだと考えます。

下記の3つの要素から、国民は、原発の再稼働、日本としての排出削減の比率を判断することになると考えます。

それに必要な情報をこの報告書に盛り込むべきだと思います。

#### (1) 温室効果ガス排出量削減の度合い

国民が、世界を見て、そして将来の子々孫々のために、どこまで温室効果ガス排出量を削減すべきかを問うべきだと思います。2020年25%削減、2050年80%と言っていますが、これは、国民に問うたものではありません。政治主導で発表したものです。

改めて、対策をとった場合の国民の負担を明示して、温室効果ガス温室効果ガス排出削減量を問うべきだと思います。

#### (2) 原発稼働率

安全性を考えたうえで、原発0とするか、再稼働をどの程度容認するか、新規をどこまで認めるかを、安全性と温室効果ガス排出量削減の度合いから国民に判断させるべきだと思います。

#### (3) 国民の負担度合

温室効果ガス排出量削減と原発稼働率により、国民の税、電気料金、住宅の断熱等の経済的負担、冷暖房の節減、照明の節減、交通機関の利用節減などにより、心身的負担をどこまで容認するかということ判断する必要があります。

<p>○参考として記載すべき情報</p> <p>(1) 対策をとるにあたって必要な社会資本、その投入費用、運転管理のためのランニングコスト</p> <p>(2) 原発再稼働にあたっての稼働率とそれに見合って稼働する原発名称</p> <p>(3) 再生可能エネルギーの導入量とそれに見合う種別とその量</p> <p>(4) 火力エネルギーの採用する種類別発電量、エネルギー供給量</p> <p>○気になる配慮点</p> <p>原発の再稼働が、議論の末、認められたとしても、そう簡単に進むとは思えません。また、原発廃止となった場合でも、代替となるエネルギー、電力がすぐに準備されるとは考えられません。</p> <p>この場合、この体制が整備されるまで、節電、省エネルギーを行うこととなります。この結果、節電、省エネが慣習化し、定常的に必要な電力、エネルギー量が低減されることも考えられます。この結果、温室効果ガス排出量の削減努力が期せずして、達成されることもあると考えておくべきではないでしょうか。</p>	
<p>報告書全般について</p> <p>本報告書は、地球温暖化問題に対する日本の中長期的な取り組みの方向性を示す中で、2020年及び2030年の温室効果ガス排出量目標を設定するための前提条件や考慮すべき事項等について包括的かつ網羅的にとりまとめることを目的としていると認識しています。日本の</p>	

エネルギー利用や原子力発電のあり方については、総合資源エネルギー調査会や原子力委員会、そしてエネルギー・環境会議で集中的に議論がなされることと理解しますが、ことに温暖化対策のあり方に関しては、日本のエネルギー利用形態のみならず、温暖化影響や日本の国際社会の中における立ち位置、低炭素社会に向けた各国の動向、今後の国際制度構築に向けた国際動向等の観点から総合的に判断すべきだと考えます。

現行の素案では、温暖化影響や気候変動枠組条約の下での交渉状況、我が国の温室効果ガス排出量等について適切にまとめられていて、特に現段階で追加意見はありません。ただし、全体として、このような状況は原子力発電事故の前後で変化するものではなくて、したがって、最終的に目指すべき方向の軸がぶれるべきものではないという確固たるスタンスが十分に読み取れません。また、国際社会がゆっくりではあっても確実に低炭素社会構築に向けて舵を切っている事実も伝わってきません。大きな船は、手元で舵を切ってから実際に船がその方向に向かうまでに時間がかかります。船は、慣性にならって今までの方向に進みながら、少しずつ、舳先を変えていきます。日本は、京都第一約束期間の目標達成に向けて、ようやく舵を切り始めた効果が出てきたところです。ここでまた舵を元に戻してしまうことは、船の行く先を見失う結果になりかねないと懸念します。

以下の具体的な修正案は、直接、中央環境審議会の議題にはならなかった内容ですので、厳密な意味では、本報告書においては守備範囲外かもしれません。しかし、上記の観点をふまえて、提案させていた

<p>だくものです。御検討ください。</p>	
<p>p 4 の一番下の○に書かれているように地球環境部会は「東日本大震災を踏まえ地球温暖化対策の観点から・・・」という意見具申を行っているが、報告書（素案）には現在のところ、こうした視点が見られない。11の環境未来都市のうち6都市は被災地から選ばれたことなどに触れ、被災地の普及・復興を低炭素社会作りに結び付けようとする動きなどについてもどこかに記述すべきではないか。</p>	
<p>複数の選択肢が報告書にどのように記述されるのかまだはっきりしないが、2030年の原子力発電の割合は0、15、20、25、35%の5段階となっている。これについて地球環境部会では「25、35%は除き、15%は10%にすべきだ」といった強い意見が出されたことなど議論の経過についてもある程度記述すべきではないか。結果だけを書いたのでは一般に人に誤解を与えることになると思う。</p>	

## ○目次について

修正案	修正理由
<p>目次についてですが、まずは、地球環境部会での審議結果を冒頭に持ってくるべきだと思います。</p> <p>原案目次の1から4については、参考事項でよいと思います。必要なときに読めばいいのです。</p> <p>（目次案）</p> <p>1 2050年を長期目標とした低炭素社会の将来像</p>	

<p>2 国内温室効果ガス排出減対策の選択肢          (ここに、選択肢を設定した根拠を説明すること。)</p> <p>3 国内排出減対策の検討          (1) 産業～～ (6) 分野横断</p> <p>4 各選択肢における温室効果ガス排出削減量と経済効果・負担</p> <p>5 各選択肢における比較          温室効果ガス排出削減量、原発再稼働による原発依存度、国民負担の度合い</p> <p>6 参考          (1) 検討経緯～～～ (4) これまでの取り組みと排出量、吸収量          (5) 吸収源対策          (6) 国際貢献による排出減          (7) 適応策</p>	
<p>2 ページ 1 行目          このページは冒頭で(2)国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討として各 WG の要旨を載せる形だが、低炭素ビジネス WG では、「排出削減の影響度」だけでなく、グリーンビジネス全体の展開について言及している。製造業のプロダクト、プロセスの両面に加え、関連イノベーション分野への波及についても触れている。こうした点は「排出削減の影響度」というよりも、低炭素社会のプラス面であることから、「国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討」の中の各 WG 報告の中で一括して記載するよりも、21 行目に(3)「国内温</p>	

<p>室効果ガス排出削減が生み出す新たな需要と市場(仮)」といった形で、追加記載したほうが、読み手の国民に伝わりやすいのではないか。</p> <p>対象となるのは「低炭素ビジネス」だけではなく、「業務・家庭」「エネルギー転換」などの WG の提言の中にも、需要拡大、市場拡大の要素が含まれていると思うので、部門ごとに「新たな需要と市場」を書くか、あるいは一括して記載することでも、どちらでもいいと思う。</p> <p>同様に、19 ページのところでも(2)の次に新たな(3)を挿入して、「国内需要の拡大、市場の拡大(仮)」としてプラス面の効果(雇用拡大を含む)を記載してもらいたい。</p>	
---	--

## ○ 1. 検討経緯・検討方針・検討プロセスについて

修正案	修正理由
<p>4 ページ 16 行目</p> <p>…を設置することを決定し、<del>た。</del>更に <del>8つの</del>小委員会は、その議論にあたり、各分野の有識者によるワーキンググループ (WG) (下図) を設置してからの報告を適宜受けながら、議論を積み重ねてきた。</p>	<p>各分野の有識者による WG は中央環境審議会のもとに設置された会議体ではなく、議論も非公開であったことなどを考慮し、その位置付けを明確化するため。</p>
<p>4 ページ 24 行目</p> <p>…慮すべき事項」を、<del>とりまとめた。</del>また、同年 12 月には、総合政策部会における第四次環境基本計画の検討に向けた「地球温暖化に関する取組」をとりまとめ、今後の地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにしてきた。</p>	<p>昨年 12 月に地球環境部会がとりまとめた「地球温暖化に関する取組」は、総合政策部会での第四次環境基本計画の検討に向けて作成されたものであったと認識しているが、現状の表記では地球環境部会の意見具申であるとの誤解を招く可能性があるため。</p>
<p>5 ページ 3 行目</p>	



<p>これを受けて同年 4 月 18 日には、<a href="#">総合政策部会において第 4 次環境基本計画の答申</a>がとりまとめられ、</p>	<p>第 4 次環境基本計画の検討プロセスを明確化するため。</p>
<p>6 ページ 5～9 行目          選択枝の原案の策定に当たっては、まず、これまで行ってきた対策・施策の進捗状況や効果の評価・分析、低炭素社会の将来像の検討を行  <del>った。</del><u>い、</u>その上で、国内対策の中期の数値目標、必要な対策・施策、国民生活や経済への効果・影響などを選択枝の原案毎に提示することとした。その際、選択枝の原案に対する評価案についても併せて提示  <del>した。</del><u>することとした。</u></p>	<p>これまで行ってきた対策・施策の進捗状況や効果の評価・分析についてはまだ十分な議論・作業がされていないため。          また、選択枝の原案に対する評価案についても同様に、まだ十分な議論・作業がされていない。早急を実施すべき。</p>
<p>7 ページ 2～4 行目          特に、省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化、需要家が主体となった分散型エネルギーシステムへの転換について、<a href="#">総合資源エネルギー調査会基本問題委員会のエネルギーミックスの選択枝の検討と表裏一体で進め、その内容と整合を取り、地球温暖化対策の観点から、その効果を可能な限り定量的に評価・分析することとした</a></p>	<p>原子力の選択枝をはじめ、基本問題委員会の検討と軌を一にして政府として一体となった検討を進めていることをしっかりと明示すべき。</p>
<p>7 ページ 1 2 行目          (4) 選択枝の原案を検討するに当たっての基本的考え方について (意見)          「3つの基本的考え方」については、大切なことが記載されていると考えるが、この考え方に基づいて、部会で十分な議論がなされなかった部分があるという事実を、報告書に記載すべき。          各委員の間で議論が分かれた部分や、部会の総意でない部分については、該当する各所に明記し、国民に誤解を与えることの無いようにお</p>	

願いたい。

なお、5章、6章を作成するにあたっての要望事項として、ここで述べられている「基本的考え方」をきちんと行うという観点から、とりわけ以下の点を踏まえた記載をお願いしたい。

○経済影響については、プラス面だけではなく、国民負担の増加、産業構造の変化、負担者と受益者、世代間の公平性など、マイナスの部分についても分かりやすく説明頂きたい。特に電気料金の高騰など国民生活に多大な影響を及ぼす部分についてはしっかり記載すべき。

○各 WG 分野で議論された対策・施策の強度が必ずしも一致しておらず、削減費用のデータについては別途精査が必要。

○経済への影響・効果分析についての記載にあたっては、結果だけでなく、モデル分析には限界があり、不確実性が伴うことや、様々な前提条件、留意事項が存在することについても説明いただきたい。とりわけ FIT については、IRR と最終的な再エネ普及量の関係は不明であり、必要な系統増強コストの議論もこれから。一方、今回の中環審の試算では、ある IRR や系統条件等の仮定の下で、再エネの普及が目標量に達するとして経済影響を算出している。よって国民に対してミスリードの無い様に、試算の前提条件や留意事項等については結果と共に報告書に明記すべき。

<p>FIT の負担の在り方についてもモデルの中でどのように設定・計算されているか明確にすべき。</p> <p>○エネルギー転換部門の検討に関する記載については、経済成長やエネルギー安定供給といった 3 E の視点が見えるような記載として頂きたい。</p>	
<p>7 ページ 29 行目</p> <p>③ 地球温暖化対策は、我が国の経済成長、国際競争力の確保、雇用の促進、エネルギーの安定供給、地域活性化を通じグリーン成長を実現するという視点とともに、経済活動や国民生活様式の転換、技術革新、低炭素消費の促進など持続可能な発展に資するという視点からを踏まえるとともに、国民負担の最小化と、新たな安定的投資市場を育成する民間資金活用型の新しい金融の仕組み等を導入することで、国民各界各層の理解と協力が得られるよう、経済活動・国民生活に及ぼす影響・効果を分かりやすく示す</p>	

## ○ 2. 温暖化に関する科学的知見について

修正案	修正理由
<p>全体をもっとコンパクトにすべき。 (ボリュームを半分程度にしてはどうか)</p>	<p>全体が長すぎるため。</p>
<p>9 ページ 18 ～ 21 行目</p> <p>(第 2 章～第 4 章の記載が多すぎるため、主要文献および概要を数行程度で紹介する程度に簡略化すべきだが、書くとすれば、誤解を生ま</p>	<p>先進国の削減レベルについては IPCC-AR4-WG3 報告書第 13 章の「13.3.3.3 Implications of regime stringency: linking goals,</p>

<p>ぬよう以下のように修正すべき。)</p> <p>また、同様に、さまざまな安定化温度レベルについての<a href="#">研究結果を集約し、温室効果ガス安定化濃度を 450ppm 以内にとどめる場合には、</a>先進国は 2020 年までに 1990 年比で 25～40%、2050 年までに 80～95%の排出削減、<a href="#">途上国はベースラインからの大幅な排出削減が必要であるとの分析結果を紹介している。</a></p>	<p>participation and timing」で言及されているが、その位置付けはあくまで何人かの学者による分析結果の集約を紹介しているだけに過ぎず、IPCC が必要な削減量を示しているかのような誤解を招く記載は避けなければならない。</p> <p>また、25～40%、80～95%といった数字は、ある前提の下での先進国と途上国との間の「努力分担」であるため、恣意的な数字であると言える。</p>
--	--

### ○ 3. 国際交渉の状況について

修正案	修正理由
<p>全体をもっとコンパクトにすべき。 (ボリュームを半分程度にしてはどうか)</p>	<p>全体が長すぎるため。</p>
<p>13 ページ 11～14 行目</p> <p>京都議定書に関しては、第二約束期間の設定に向けた合意が採択され、第二約束期間には削減目標を設定しないとの我が国の立場も合意文書に反映された。<a href="#">これにより、日本は削減目標に縛られることなく、引き続き真摯に温暖化対策を進めていくことが可能となった。</a></p>	<p>削減目標を設定しなかった事実は、前の文章に記載済み。後の文章とつなげるのであれば、「我が国は削減目標に縛られることが無くなった」という事実を記載すべき。</p>
<p>13 ページ 16～20 行目</p> <p>我が国は従来、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を訴えてきており、引き続き、同会合で得られた成果を踏まえ、新たな法的文書の実施を待つことなく、カンクン合意の</p>	<p>国際的議論に対しては、戦略的な関与が重要であり、貢献度合いについてはまさにこれから議論していくことであるため。</p>

<p>下で温暖化対策を強化し、引き続き着実に実施するとともに、新たな法的枠組みの構築に向けた国際的議論に<u>戦略的に関与して</u>いくことが必要である。</p>	
<p>13 ページ 17 行目 引き続きカンクン合意の下で温暖化対策を強化し、<del>引き続き</del>着実に実施するとともに、</p>	<p>「強化」の定義が曖昧であること、ならびに「温暖化対策を強化するかどうか」について議論も行っていないことから、「強化」という言葉を使うべきではない。</p>
<p>13 ページ 37 行目 (国際的文脈の前に追加) 参考資料 6 頁に、「低炭素社会に向けた世界の流れ」が紹介されている。これに韓国を加えて、世界の流れの実情と進捗状況を記述しておくべきではないか。</p>	<p>国際交渉に参加する各国の国内政策が国際交渉に影響を与えている。今回の日本の環境エネルギー政策の選択も、こうした各国の取り組みを認識した上で、国際社会の加速的変化の可能性を踏まえて行うべき。</p>
<p>14 ページ 9 行目 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減目標の履行を約束している。カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が実施の規則を定めている。我が国も、コペンハーゲン合意に賛同を表明し、2020 年の削減目標を設定し、履行することを約束しており、<u>新たな法的文書が発効する 2020 年までの間も、2020 年の排出削減目標を国際社会に示し、その目標を誠実に履行することが求められている。</u></p>	
<p>14 ページ 10～14 行目 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進</p>	<p>2020 年削減目標の履行を約束” とは、言い過ぎではないか。カンクン</p>

<p>国は、コペンハーゲン合意に基づいて<u>中期的な温暖化対策の強化が求められており</u>、カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が実施の規則を定めている。(以下、削除)</p>	<p>合意でも数値目標に向けた実施は「留意」との表現に留まり、目標値も参考扱いとなっている。</p> <p>本文脈で述べるべきことは、数値目標の履行ではなく、中期的な温暖化対策を実施していくことが国際的にも必要であることで十分である。</p>
<p>1 4 ページ 1 4 行目 (追加)</p> <p>○ <u>現在我が国が国際的に約束している 2020 年の削減目標は、コペンハーゲン合意の後に提出したいわゆる「前提条件付き 25% 目標」であるが、これに関して、本年 3 月、「我が国は現在、東日本大震災及び福島第一原発事故を踏まえたエネルギー政策、温暖化対策の見直し作業中であり、目標の詳細情報は後日提出する」旨、条約事務局に通報したところである。今後、国民的議論を経た後にエネルギー・環境会議において新たなエネルギー政策、温暖化対策が取りまとめられ次第、見なおし後の目標とそれを達成する施策の詳細について国際的に説明することが求められている。</u></p>	
<p>1 4 ページ 2 3 行目 (削除)</p> <p><del>○ 現在我が国が国際的に約束している 2020 年の削減目標は、コペンハーゲン合意の後に提出したいわゆる「前提条件付き 25% 目標」であるが、これに関して、本年 3 月、「我が国は現在、東日本大震災及び福島第一原発事故を踏まえたエネルギー政策、温暖化対策の見直し作業中であり、目標の詳細情報は後日提出する」旨、条約事務局に通</del></p>	

<p><del>報したところである。</del></p>	
<p>14 ページ 31 行目 2020 年以降の枠組み交渉における我が国の発言力を高めるよう<u>いては</u>、気候変動の抑制に向けて、温暖化対策を着実かつ真摯に実施していることを国際的にも示していく必要がある。</p>	<p>わが国が温暖化対策を着実に実施していることを国際的にきちんと示していくことは非常に重要であるが、「枠組み交渉における我が国の発言力を高める」ことが目的ではない。</p>
<p>14 ページ 30～34 行目 2020 年から始動する予定の新たな法的文書の重要性に鑑み、その策定に向けた交渉において、すべての国が参加する枠組みの構築に向け、<u>我が国に与えるエネルギーや経済的への影響を考慮した対応が必要である。</u></p>	<p>目標の、施策、国際的な対応に関しては、まさに今議論しているところであり、現時点で結論を書けるものではない。</p>
<p>15 ページ 12 行目以降 現在ある文章に、以下のような新たな節をもうける</p> <p>(低炭素社会構築に向けた国際的動向)</p> <p>気候変動枠組条約の下での国際交渉では、排出削減目標を含む国際制度への合意は得られてないが、各国内では、エネルギー安全保障やエネルギー利用におけるコスト削減、産業の競争力強化等の理由で、低炭素社会構築に向けた政策が確実にとられている。</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国では、連邦政府レベルでは再生可能エネルギー利用割合基準 (RPS) を設定していないが、29 州とワシントン特別行政区が独自の基準を設定している。</li> <li>・欧州連合 (EU) では、過去 5 年間に、再生可能エネルギー関連の産</li> </ul>	<p>日本国内では、「国際制度が合意されていない」ことは、「諸外国で温暖化対策が進んでいない」と解釈されがちだが、実際には、国際合意不在の下でもある程度の対策は着手されていることを示した方がよいと考えたため。</p>

<p>業における被雇用者が 23 万人から 55 万人に増加した(2011 年 8 月公表「A Roadmap for moving to a competitive low carbon economy in 2050; <a href="http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0112:FIN:EN:PDF">http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0112:FIN:EN:PDF</a>)</p> <p>・中国では、第 12 次 5 カ年計画でも定められた「2020 年までに炭素効率を 40～45%改善」という目標を達成するために、州ごとに目標を設定した。沿岸域の州は、他の州よりも相対的に厳しい目標を設定された。</p>	
--	--

#### ○ 4. 我が国のこれまでの取組と温室効果ガスの排出量及び吸収量の状況について

修正案	修正理由
<p>17 ページ 14 行目                      (各対策・施策の進捗状況)の節は、拡充すべきと考える。                      特に①「見込みを上回っている」ものや、②見込みどおり、のものの中から、とりわけ排出量削減に効果的で、かつ、人々の生活や企業行動にとっても利益となったと評価できる施策について、いくつか具体的に提示していただきたい。これらの施策が、2020 年に適切な目標を設定しないことが原因で中途半端に終了してしまうことは、温暖化対策にとっても、また、人々や企業の利益にとっても、望ましいことではない。</p>	<p>省エネ家電や高燃費自動車等の普及は、人々の生活にとっても望ましいと考えられる。このような観点抜きにして、「投資にコストがかかる」といった議論だけで、温暖化対策が否定されるべきではないと考えられるため。</p>
<p>17 ページ 15 行目                      各対策・施策の進捗状況について</p>	



<p>(意見)</p> <p>第一約束期間の目標達成のために実施した対策・施策については、件数のレビューではなく、費用対効果を定量的に分析し、記載すべき。</p>	
<p>17 ページ 35 行目 (第一約束期間全体の・・・の前に追加)</p> <p>気温上昇を 2℃に抑制するために、2050 年 90 年比 80%削減の目標の達成のために、再生可能エネルギー固定価格買取制度、地球温暖化対策税、国内排出量取引制度の導入を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、審議されてきたこと、基本法の制定には至っていないが、再生可能エネルギー固定価格買取制度については今年 7 月 1 日から実施され、税についても一部であるが秋から実施されること、国内排出量取引制度についても検討課題であることを記述しておくべき。</p>	<p>その前の対策施策の見込みが記載されているが、対策の質や量の記述がなく、今後の削減に十分かとの検討に繋がるものとなっていないため、主要政策についてのこれまでの経緯の記述が必要。</p>
<p>18 ページ 15～17 行目</p> <p><del>また、更なる長期的・継続的な排出削減を目指し、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に変革させることが必要な状況となっている。</del></p>	<p>今後の対策・施策の方向性について、啓示的に誘導する表現であるため削除。</p> <p>本章は、これまでの取り組みや排出状況を客観的に整理するためのセンテンスであり、明確な根拠も示さないまま、対策・施策に方向付けするような表現は避けるべき。次章以降の選択肢原案の中で明確な根拠に基づく具体的な案を示すべき。</p>

## ○ 7. 国内の吸収源対策について

修正案	修正理由
<p>20 ページ 36 行目</p> <p>森林経営による森林吸収量の算入上限値 3.5 パーセント分を最大限確保することを目指すべき<u>一方で、森林吸収量のわが国の 2020 年、2030 年の中期目標の中での位置付け、及び織り込み方法については、十分に議論することが必要</u>である。</p>	<p>わが国の 2020 年、2030 年の中期目標を実現するためのツールとして、森林経営による森林吸収量の算入上限値 3.5 パーセント分を最大限確保できるようにしておくことは重要である。しかしながら、森林吸収源対策をどう扱うかということについては、費用対効果をはじめ他の施策との比較考量が必要であることから、森林吸収源 3.5 パーセントについて、議論なく固定的にわが国の目標に織り込むような書きぶりをすべきではない。</p>

## ○ 8. 国際貢献を通じた排出削減について

修正案	修正理由
<p>CDM の成果と課題と CDM の課題解決へ向けた取組みの 2 つの部分を統合してはどうか。</p> <p>(ボリュームを半分程度にしてはどうか)</p>	<p>全体が長すぎるため。</p>
<p>22 ページ 5 行目</p> <p>○ 京都メカニズムは、京都議定書によって導入された附属書 I 国</p>	

<p>(先進国) の排出削減目標を達成するための補足的な仕組みであり、他国での排出削減・吸収プロジェクトの実施による排出削減量等に基づきクレジットを発行、移転し、<u>先進国は</u>自国の議定書上の約束達成に用いることができる。地球温暖化が地球規模の問題であり、世界全体で効率的な排出削減・吸収を行っていくことが重要であることが導入の背景となっている。</p>	
<p>22 ページ 12 行目          ○ 京都メカニズムのうち、非附属書 I 国 (途上国) で実施されるクリーン開発メカニズム (以下「CDM」という。) では、<u>先進国の排出削減目標の遵守の達成を支援することとともに、途上国の持続可能な開発を達成し、気候変動枠組条約の究極的な目的に貢献することを支援する</u>  <del>当該国における排出削減・吸収とともに持続可能な開発の促進に貢献する</del>ことが目的となっている。</p>	
<p>23 ページ 15 行目          (追加)  <u>すでに 1 人当たりの排出量が 2050 年における許容レベルを超えた新興国に対しても大量の CDM が行われているといった点があげられる。</u>  <u>これらに対しては、CDM を後発途上国に振り向けるなどの努力が必要である。</u></p>	<p>課題について追加の必要があり、また、対応についても若干記述が必要なため。</p>
<p>23 ページ 37 行目          このため、<u>京都議定書参加国の取組である CDM の枠組みに捉われずに柔軟かつ迅速な対応が可能なメカニズムの導入が望まれる。</u></p>	<p>CDM の欠点を補う二国間オフセットクレジットをイメージして記載するのであれば、修正案の文章の方が自然。</p>

	<p>京都メカニズムクレジットについては、国富の流出に繋がることの懸念も示されていることから、二国間オフセットクレジットを含め、途上国および我が国の経済活動の双方の活性化に繋がる活用のあり方を模索すべきであることを記載していただきたい。</p>
<p>24 ページ 23 行目 地球温暖化対策がわが国を含めた世界共通の地球規模の課題であり、<del>温室効果ガスの排出削減の効果は国内外に差がない中で</del>、経済発展に伴い温室効果ガスの著しい排出増が見込まれる・・・・・・・・</p>	<p>気候変動の影響に対する脆弱性は地域によって異なることから、温室効果ガス削減の効果も地域によって異なると思われるため</p>
<p>24 ページ 28 行目 ○ 我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降、<del>従来に増しても重要であること</del>に変わりはなくとなっており、国内における削減活動のみならず、海外での削減活動についても、積極的に<u>取り組み貢献し</u>、この成果を我が国の削減努力として対外的に表明していくことが重要である。<del>この点については、昨年の COP17 決定に基づき、先進国が掲げる中期目標の詳細について各国の説明が求められているが、国内排出削減分に加えて国際的な市場メカニズムの活用量についても明らかとすることとされている。</del></p>	<p>従来にも増しての議論はなかった。貢献は国内努力に対してはなじまない語句。</p> <p>前段の文章との整合性がない。</p>
<p>24 ページ 28 行目 我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において</p>	<p>2013 年以降、海外での取組みが「従来に増して」重要になっているとの議論は無かった。</p>

<p>温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013年以降、<del>従来に増し</del> <del>ても重要となってお</del>であることは不変であり、国内における削減活動のみならず、海外での削減活動についても、積極的に<del>貢献し</del><u>取り組み</u>、この<del>国内外での</del>成果を<u>我が国の削減努力として</u>対外的に表明していくことが重要である。</p>	<p>また、「積極的に貢献し」の部分は、「国内における削減活動」にも係るので、「貢献」という用語は不適切。 後段の「この成果を対外的に表明」の定義が曖昧であることから、言葉を補う必要がある。</p>
<p>24ページ33～36行目 この点については、昨年のCOP17決定に基づき、先進国が掲げる中期目標の詳細について各国の説明が求められているが、国内排出削減分に加えて<u>国際的な市場メカニズム活用の考え方についての説明も併せて</u>求められている。</p>	<p>国際的な市場メカニズムの活用の考え方について説明が求められているところであり、活用量を明らかにすることが求められているのではない。</p>
<p>24ページ33行目 <del>この点については、昨年のCOP17決定に基づき、先進国が掲げる中期目標の詳細について各国の説明が求められているが、国内排出削減分に加えて国際的な市場メカニズムの活用量についても明らかとすることとされている。</del></p>	<p>小見出しにある「今後の国際貢献を通じた排出削減の考え方」との関係が不明瞭であり、前段の文章とも整合性がとれていないことから削除すべき。</p>
<p>24ページ38行目 ○ また、我が国が<u>海外における排出削減に貢献することは、優れた低炭素技術やノウハウを製品やプロジェクトの形で海外に移転し、それらを広く市場に普及する可能性を有している。それにより、途上国のみならず日本も含めた双方の低炭素成長に貢献することができる。</u> <del>海外における排出削減への貢献を通じて、潜在的な力を有しており、</del></p>	

<p>地球規模での課題の解決に向け、我が国の優れた低炭素技術やノウハウをより積極的に活かしていく道を探るべきである。</p>	
<p>25 ページ 1 行目          ○ <del>このため、我が国は</del>京都議定書第二約束期間に参加しないことと<u>している我が国</u>が、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではない。<u>なお、とするならば、国際貢献部分については</u>我が国の目標に<u>どのよう</u>に位置づけるのか<u>真摯に議論する</u>の<u>一部を構成する旨を明らかにするとともに、</u>京都議定書第一約束期間における国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図っていくことが必要である。</p>	<p>国際貢献部分についての目標については十分に議論されてはいない。国富流出を伴う面もあるので、国民生活に与える影響を考慮した検討が必要である。</p>
<p>25 ページ 1 行目  <del>このため、我が国は</del>京都議定書第二約束期間に<u>は</u>参加しない<u>我が国が</u> <u>こととしているが</u>、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではない <del>とするならば、</del>。一方、国際貢献が部分について、我が国の目標の <del>一部を構成する旨を明らかにするとともに、</del> <u>にどのよう</u>に位置づけるのか十分な議論が必要である。<del>京都議定書第一約束期間における国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図っていくことが必要である。</del></p>	<p>「取組の手を緩めるものではないとするならば、」という否定、かつ仮定の表現は使うべきではない。</p> <p>国際貢献部分について、我が国の目標との関係が議論できていないことから、「そもそも地球温暖化対策の国際貢献とは何か」という点や、費用対効果等国内目標との関係についてもしっかりとした検討をする必要がある。</p> <p>また、現行京都議定書における我が国の国際貢献分（基準年比 1.6%）を強化するかどうかということについても全く議論ができておらず、誰の負担で、どのくらいのコストをかけるのか慎重かつ十分な検討が望まれる。結論ありきの書きぶりをすべきではない。</p> <p>特に、政府民主党が政権の命運をかけて財政問題に取り組んでいる</p>

	<p>状況下、何ら検討なく国際貢献に国費を投入、しかも強化を図ると断定されていることについては強い違和感を覚えざるを得ない。</p>
<p>25 ページ1 行目          (全文削除すべきであるが、どうしても削除できないのであれば、以下の通り修正を要望)</p> <p>このため、京都議定書第二約束期間に参加しない我が国が、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組みの手を緩めるものではないとするならば、<del>国際貢献が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における国際貢献分 (1.6%) を後退させることなく強化を図っていくことが必要である。</del><u>の検証等を踏まえて、今後の取組みを検討していくことが必要である。</u></p>	<p>温暖化防止における貢献を我が国全体の国際戦略としてどのように位置づけるのかを、まず整理する必要がある。</p> <p>それがなく、何故 1.6% という数値目標が出てくるのか理解できない。1.6% を目指すという事であれば、その位置づけは「CO2 削減における国際貢献の規模観を提示するための目安」だということを明確にすべき。</p> <p>また、国際的に具体的な数字を今コミットすることは、国際枠組の交渉上も得策ではないと思われる。</p>
<p>25 ページ1 行目          京都議定書第二約束期間に参加しない<u>ものの</u>、我が国が、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩める<u>ことなく推進しものではないとするならば</u>、国際貢献が我が国の目標の・・・・・・・・</p>	<p>p24、31 行目からでは、「国内における削減活動のみならず、海外での削減活動についても、積極的に貢献し、この成果を対外的に表明していくことが重要である。」としている。また、国内対策、国際貢献における取組を推進するという姿勢を明確にすべきであり、取組を仮定形の表現で記述すべきでない。</p>
<p>25 ページ3～5 行目  <del>・・・国際貢献が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書の第一約束期間における<u>今後</u>も国際貢献分 (基準年総排出量比 1.6%) を後退させることなく、強化を図っていくを継続す</del></p>	<p>国際貢献は重要な取り組みと認識しているが、二国間オフセット・クレジット制度のスキームなどが明確でない段階で、日本の目標の一部とすることは時期尚早であり、数値目標も記載すべきではない。</p>

<p>ることが必要である。</p>	
<p>25 ページ 12 行目 以下を追加 <u>○特に、世界のエネルギーの7割は、都市で消費されており、都市レベルでの温暖化対策の取組が重要であるという認識が国際的に広まっている。</u> <u>その意味で、東京都を始めとする我が国の自治体・地域における先進的な取組を、経済発展著しいアジア等の諸都市に普及させていくことも、我が国の国際貢献として大きな意義を有するものといえる。</u></p>	<p>世界のエネルギーの7割は、都市で消費されており、都市レベルでの温暖化対策が重要であるという認識が国際的に広まっていることから、東京都を始めとするわが国の自治体・地域における先進的な取組を、経済発展著しいアジアの諸都市等に普及させていくことも、わが国の国際貢献として大きな意義を有するものといえるため。</p>
<p>追記要望 CDM と二国間オフセット・クレジットのいずれについても、2013 年度以降の日本による活用について、国際ルールで明確になっていない旨は注記しておくべきである。</p>	

## ○9. 適応策について

修正案	修正理由
<p>27 ページ 33 行目 (追加) <u>なお、生物多様性、海洋の酸性化など、適応対策の施しようがない分野も残念ながらあり、すべての問題に対して適応対策をとれるわけではなく、緩和が重要であることも認識しなければならない。</u></p>	<p>すべての温暖化影響について適応対策がとれるという間違ったイメージを国民に与えないため。</p>



<p>28 ページ 1 1 行目</p> <p>適応策に関しては p 28 上から 9 行目に「③地方公共団体と連携した取組」や、p 29 上から 10 行目に「②並行した地域の取組の促進」があり、自治体・地域との連携・協力が強く打ち出されているが、緩和策に関しては報告書（素案）に現在のところ、自治体・地域に関する記述がほとんどない。緩和策でも自治体・地域は重要な役割を果たすので、適応策に関してと同じように自治体・地域の役割に関する記述をしっかりと盛り込むべきではないか。</p>	
<p>28 ページ 1 4 行目</p> <p>地方公共団体レベルの<u>総合的、計画的な</u>取り組み</p>	<p>政府全体で必要でありながら地方公共団体では不要との理由は見当たらないため</p>
<p>29 ページ 20～22 行目</p> <p>地域における自主的・先行的な取組の支援、<u>計画的・継続的な取組を可能とする制度的な枠組み作りの支援、温暖化やその影響に関わる予測情報の地域活用の支援、環境アセスに加え防災やエネルギーのアセスを含む計画評価の取組の支援等を通じ、</u>地方公共団体における取組を積極的に支援することが重要である。</p>	<p>地方公共団体における取組を促進するには、総合的、計画的に取り組むことが重要であり、そのことが、より具体的に示される必要があるため。具体的とは、計画的に進めるため、計画と評価の制度が必要であり、総合的に取り組むため、防災面のみでなく、環境面、エネルギー面、そして社会・経済面などを総合的にアセスして取り組むことが必要なため。</p>
<p>29 ページ 24 行目</p> <p>「③法定化の検討 国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国の例にならい、適応計画の策定等の適応に関する取組を法定化することを今後検討すべきである。」を削除</p>	<p>適応の検討において法定化について議論されておらず、現段階で報告書に盛り込むのは、唐突かつ拙速である。「関係省庁間の連携により、各省庁、地方公共団体等で行っている活動を洗い出し、総合的かつ計画的に対策を進める」ことがまず必要。</p>

	(「法定化」とはそもそもどのようなものをイメージしているのか)
<p>29 ページ 25～26 行目</p> <p>適応計画の策定と<u>継続的な実施</u>等の適応に関する取り組みを法定化することを今後検討する<u>とともに、地方公共団体の並行する取り組みに対しても条例化などの検討を支援すること</u>を今後検討すべきである。</p>	<p>計画策定のみが取り組みでは、実効性が担保されないため。また、地方公共団体の取組についてもその自主性を尊重しつつ、その制度化が円滑に進むような支援を行うべきであるため。</p>
<p>29 ページ 12 行目</p> <p>○ さらに、上記の①～③の今後着手する取組と並行して、関係府省はこれまでの（において既に現れている）温暖化に（よる気候変動）起因する可能性が高い影響に対する適応策を引き続き推進する。（カッコ内を削除する）</p>	<p>原文では少々よみにくいから</p>